

大阪市告示第257号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年2月27日

大阪市長 横山英幸

施設名	年月日	供用時間
大阪市立 浪速スポーツセンター 第1体育場	令和8年3月1日（日）	午前9時から 翌日午前1時30分 まで
	令和8年3月3日（火）から 同月8日（日）まで	
	令和8年3月10日（火）から 同月15日（日）まで	
	令和8年3月17日（火）から 同月22日（日）まで	
	令和8年3月24日（火）から 同月29日（日）まで	
	令和8年3月31日（火）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）